

所得に応じて自己負担割合等が決まりますので、忘れずに所得の申告をしましょう。
ご自身の区分は下記のフローチャートにて確認できます。



<自己負担割合判定フローチャート>

同じ世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税である

いいえ

はい

同じ世帯に住民税課税所得(調整控除が適用される場合は控除後の金額)が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる

はい

いいえ

同じ世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者の「基礎控除後の総所得金額等」の合計額が210万円以下

いいえ

はい

同じ世帯に70歳以上の国保被保険者の方は何人ですか？

2人以上

1人

収入合計
520万円未満

収入
383万円未満

いいえ

はい

いいえ

はい

同じ世帯に旧国保被保険者
(国保から後期高齢者医療制度に移行した人)がいる

いいえ

はい

旧国保被保険者を含めた収入
合計が520万円未満

いいえ

はい

課税所得
690万円以上

はい

いいえ

課税所得
380万円以上

はい

いいえ

現役並み
所得者Ⅲ

現役並み
所得者Ⅱ

現役並み
所得者Ⅰ

一般

低所得者
Ⅱ

低所得者
Ⅰ

3割

2割

各世帯員の所得金額が、必要経費・控除(公的年金は控除額82万6,500円、給与所得がある場合は給与所得から10万円を控除)を差し引いたときに0円になる